平成２９年（フ）第１０３号
北海道苫小牧市日吉町３丁目５番13号　橋本ハイツ202
債務者　大石　智貴
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８６号
宮城県栗原市若柳字川南町浦10番地
債務者　岩渕　　梢（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
三重県津市城山１丁目31番３号、前住所三重県津市安濃町太田1603番地34
債務者　稲垣　栄二
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６２号
三重県名張市赤目町檀610番地の９
債務者　林　　裕次
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第６５号
三重県伊賀市生琉里3140番地の18
債務者　山川　秀美
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第２１３号
兵庫県伊丹市南野北３丁目９番25―３Ｄ号、前住所埼玉県川口市西青木３丁目３番13―1002号　スカイコート西川口第２
債務者　仁科　知子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
愛媛県松山市祇園町４番12号　中塚マンション３Ｆ303号
債務者　杉本　賢二
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
高知県四万十市具同8329番地６　鎌田アパート２号室、旧住所高知県宿毛市橋上町橋上1022番地２
債務者　有田　　大
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第２８号
高知県四万十市具同8329番地６　鎌田アパート２号室、旧住所高知県四万十市具同田黒２丁目10番26号
債務者　有田　亜紀（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第３０号
高知県宿毛市小筑紫町栄喜433番地２
債務者　谷岡　恵美
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第５５号
福岡県直方市大字下境2532番地　県住１―403号
債務者　綱分　順一
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第６４号
福岡県田川郡川崎町大字田原218番地の１東田原団地８―１―５号
債務者　大上　和也
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第６５号
福岡県田川市大字伊田4758番地　鷹羽コーポ１号、住民票上の住所福岡県田川市大字伊加利2011番地　城山団地11―３―１
債務者　西田　和子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３２７号
熊本市中央区島崎１丁目26番19号　202号、前住所熊本市西区二本木５丁目４番１―303号古町パークマンション
債務者　中野　　恵
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２３３号
大分市千代町３丁目２番18号（リヴェール201）
債務者　中谷　　真
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４０号
宮崎市下北方町塚原5829番地３　セピアコートＢ棟207号
債務者　吉松　孝太
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
宮崎地方裁判所破産係